

居宅介護支援事業所ケアプランセンター有楽園

運 営 規 程

第1条 医療法人恵松会が開設する指定居宅介護支援事業所「ケアプランセンター有楽園」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の介護支援専門員が適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 事業所は、市区町村から要介護認定に係る訪問調査の委託があった場合は、これを受託し、訪問調査を実施する。

2 事業所は、要介護者等が保健医療・福祉サービスが適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて、その身心の状況、その置かれている環境及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整、介護保健施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営」に関する基準（厚生省令第39号、平成11年3月31日付）第13条の具体内取り扱い方針を遵守する。

（事業所の名称等）

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名称 医療法人恵松会 居宅介護支援事業所「ケアプランセンター有楽園」

(2) 所在地 新潟市東区有楽1丁目15-3

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 介護支援専門員 1人

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。

- (2) 介護支援専門員： 1人以上

内訳 常勤 1人以上

介護支援専門員は、介護サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保健施設等の紹介等を行う。介護支援専門員1人当たりの取扱件数は45件未満とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事務所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日

月曜日から金曜日

ただし祝祭日、12月31日～1月3日までを除く。

- (2) 営業時間

8：45～17：00

- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法・内容)

第7条 指定居宅介護支援事業の提供方法・内容は次の通りとする。

- (1) 提供方法

- ① 利用者の相談を受ける場所 居宅介護支援事業所「ケアプランセンター有楽園」
- ② 使用する課題分析表の種類 T A I方式
- ③ サービス担当者会議の開催 居宅介護支援事業所「ケアプランセンター有楽園」
- ④ 居宅訪問 原則としてケアプラン作成前とし、必要に応じて訪問

- (2) 内容

- ① 市(区)町村からの委託を受けて行う訪問調査
- ② 居宅介護サービス計画の作成

作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者及びその家族等に対して十分に説明を行い、文書により同意を得ることとする。

- ③ 介護にかかわる相談援助や、要介護認定の申請手続の代行
- ④ サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介

居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以後においても、利用者及びその家族等、居宅サービス事業者との連絡を密に行い、引き続き利用者の課題の把握を行い、必要に応じてサービス変更、居宅サービス事業者等との連絡調整などの便宜を図ることとする。なお、計画作成にあたっては、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介や、位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由を求めることが可能であることを説明し、利用者及びその家族等から同意を得ることとする。

又、利用者が介護保険施設等への入所を希望し、又は居宅での日常生活の継続が困難と認められるに至ったときは、介護保険施設への照会などの便宜を図ることとする。

⑤ その他要介護者等の自立に必要な援助

(通常の事業の実施範囲)

第8条 新潟市東区、北区、中央区

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担は生じない。

2 第8条に規程した通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

事業所から片道概ね 5 km以上 500円

なお、タクシー利用の場合は、実費額とする。

3 交通費の支払を受ける場合には、利用者またはその家族等に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3号に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対

する調査等に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画の策定)

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続改革について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理等)

第14条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助

言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

5 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

(記録の整備)

第15条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 居宅サービス計画

(3) アセスメントの結果記録

(4) サービス担当者会議等の記録

(5) モニタリングの結果記録

(6) 利用者に関する市町村への通知に係る記録

(7) 苦情の内容等に関する記録

(8) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規程は平成11年10月1日から施行する。

令和 6年 3月 1日改定